

平和事業の今後の進め方について

中野区の平和事業は、「中野区における平和行政の基本に関する条例」(以下、「同条例」という。)及び憲法擁護・非核都市の宣言の精神に基づき、恒久平和や人間としての基本的な権利と豊かな生活の実現を目指し実施している。

終戦から77年、中野区の憲法擁護・非核都市の宣言から40年を迎えたことを踏まえ、今後の平和事業について、以下のとおり進めるものとする。

1 平和事業の事業内容

平和事業は、平和の意義を広く区民に普及させるため、令和2年11月6日に再整備した「平和資料展示室」による年間を通じた啓発を始めとして、「平和のつどい」での講演や関連映画の上映、またパネル展などで非核、第二次大戦(空襲等)、紛争地域などをテーマとした平和企画展示等を行っている。

令和3年度からは次世代向けの事業を開始しており、記念行事等のある年次を除き、年間120万円ほどの予算で運営しているところである。

2 平和事業の現状と課題

- ・第二次大戦や被爆地などでの実相を伝える経験者が減少している
- ・戦争被害を中心とした資料が、写真資料など類似のものが多い
- ・長年の事業継続による知識等の浸透の結果、関心が薄らいでいる可能性がある
- ・平和のつどいへは、世界に目を向けた内容の場合に次世代の人の参加が増えている
- ・ウクライナ侵攻などの戦争が実際に起きている

3 平和事業の方向性

現状の課題などを踏まえ、今後の平和事業運営は、「語り継ぐもの」から「考えてつくるもの」を基本方針として取り組むこととする。

従来 of 平和事業の内容を尊重しつつ、今後5年程度の期間で、世界恒久平和を中心とした内容へ移行していく。

4 取り組む内容

以下の必要性などを踏まえ、新たな方向性での事業を展開する。

- 情報が容易に手に入り、戦争等の情報も即時に目にすることの可能な状況の中、身近な内容も題材とする必要性が高まっていること
- 平和を伝えるための題材を、次世代が「自分事」として感じられるよう、より身近なものへ移行する必要があること
- 次世代が平和の課題を「自分事」と感じるためには、次世代が戦争の事実のみでなく、「世界の中の中野」がどうあるべきかを考える契機となるよう、伝えていく必要があること

(1) 平和資料展示室の運営

アンケート等を元に、展示内容などのさらなる充実を図る

(2) 平和のつどい

世界恒久平和をテーマを中心とした内容へ段階的に移行

(3) 企画展示

戦争や原爆被害のテーマは継続しつつ世界恒久平和のテーマを増やす

(4) 次世代向け事業

高校生以上を対象とした討議や小中学生の体験学習等を中心とした事業へ移行

5 平和基金の運用

現在、平和事業の経費は基本的に平和基金（基本額1億円）の運用益を充てることとしているが、予算120万円のうち、近年の運用益は地方債の活用による100万円程度であり、基金運用による利益のみでは運営できていない。

また、この地方債の運用も令和3年度末で一旦終了しており、従来のような金利で活用できるものはなく、現在は普通預金による運用となっている。

よって、今後は事業の安定的な実施を図るため、同条例第7条第2項に基づき、平和基金の一部を平和事業運営資金に充当することとし、毎年、一定程度の上限額などを想定し、充当しない基金は引き続き、有利な運用方法での活用を図っていくこととする。

このため、今後、平和基金の基本額や基金維持に必要な条例内容について、改正手続きを行っていく。

6 スケジュール

令和5年2月	条例改正の提案
4月	新たな方向性での事業開始